

別紙 審査基準

項目	評価の着眼点	配点
1 提案内容の的確性	【事業に対する理解】 県の考える事業の目的と合致しているか。	10
	【伴走支援】 ・派遣されるアドバイザーは専門性や過去の実績等からみて、ふさわしい者であるか。 ・市町の地域課題解決や本業務目的を達成するための効果的な提案であるか。	30
	【市町職員向け研修会等】 ・データ活用に関する市町職員向け研修会は、市町における地域課題の抽出や課題解決に向けた取組の自走につながる企画となっているか。 ・伴走支援報告会は、伴走支援参加市町の取組が他の市町にも波及し、県内市町の意識に好影響を与えるような企画となっているか。	20
2 運営手法の確実性	【過去の実績】 公共団体等から地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた市町支援業務を受託した実績がある等、本事業を遂行するためのノウハウがあるか。	20
	【事業体制】 事業実施にあたり動員人数が確保されるなど、事業活動を適正に行うことができるか。	10
3 費用積算の妥当性	【経費の妥当性】 事業内容に対し、適切な経費が計上されているか。	10
合 計		100

【評価基準】

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
優 (+)	優 (-)	良 (+)	良 (-)	可 (+)	可 (-)	やや不良 (+)	やや不良 (-)	不良 (+)	不良 (-)

- ・評価項目ごとに、整数で絶対評価を行う。
- ・配点が20点及び30点の項目は、1～10の評価基準の数にそれぞれ2又は3を乗じた数を得点とする。